

各団体へのお知らせ

緊急事態宣言解除後の管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹等愛護会の活動について

令和2年4月7日に政府から発出された緊急事態宣言は、令和2年5月25日をもって解除され、本市においても緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針が示されたことから、管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹等愛護会の活動については、次のとおり対応していただくようお願いいたします。

屋外での活動については、人と人との距離を十分に確保し、マスクの着用や手洗いなどの基本的な感染予防対策を行ったうえで実施してください。また、体調が悪い方は参加を控えるようお願いいたします。

屋内での会議や打合せ、管理運営協議会による行事等の利用調整業務については、感染予防対策を行うことを前提として、緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針において示されている、下記の判断目安を参考に実施の判断をしてください。

- ・屋内（収容定員あり）の場合：定員の半分以下の人数とする。
- ・屋内（収容定員なし）の場合：人と人との距離を十分に確保する。
- ・屋外：人と人との距離を十分に確保する。

活動方針については、今後の動向により変更する場合がございます。内容については、随時、川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課のホームページにてお知らせいたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

川崎市 建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク17階

電話：044-200-2365

ファックス：044-200-3973

メールアドレス：53mikyo@city.kawasaki.jp